

## 5 第2次出入国管理基本計画の概要

### 出入国管理基本計画とは

外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり、  
入国・在留する外国人の状況  
外国人の入国・在留の管理の指針  
その他の施策  
を定める。(入管法第61条の9)

### なぜ今 第2次出入国管理基本計画か

国際化の一層の進展と円滑かつ適正な出入国管理を行う必要性の高まり  
人口減少時代を迎える社会の在り方の展望の上での対応の検討・準備の必要性  
不法入国の組織化・巧妙化と不法滞在問題に対する強力が効果的な取組の必要性

### 出入国管理行政が目指すもの

社会の安全と秩序を維持  
人権尊重の理念の下で社会のニーズに応える外国人受入れ  
21世紀向け 社会のあるべき姿の実現に貢献  
日本人と外国人が心地よく共生する社会の実現

## (1) 外国人の入国・在留をめぐる顕著な状況

### 入国・在留外国人の総体的な増加と主な在留資格をめぐる動向

戦後 外国人入国者数はほぼ一貫して増加。近年は450万人超。  
「我が国で生活している」在留外国人の数は150万人超 我が国総人口の約1.2%。  
就労を目的とする在留資格による新規入国者数は10万人超 新規入国者の約3%。  
「研修」の新規入国者数は約5万人で 企業の研修生受入れ気運が拡大。技能実習生の数も制度発足以来年々増加し 年間約1万3千人が移行 同制度は着実に我が国社会に定着。  
外国人留学生の受入れは政府の基本方針として積極的に推進(「留学」の外国人登録者数約6万人)。就学生の入国は 入国審査等の厳格化で一時減少した後 近年は増加傾向。  
南米系の日系人が当面の就労を目的として家族を伴い多数来日したことが 近年の大きな社会現象(「定住者」の外国人登録者数約21万人)。  
\*数値はいずれも平成10年

### 入管法違反者の推移と諸問題

平成11年7月1日現在 我が国に滞在中の不法残留者は26万8,421人。過去最高であった同5年5月1日現在の数に比べると約10%減少。  
平成8年末以降 集団密航等不法入国事案が急増。昭和60年代に約500人だった退去強制手続を執った不法入国者は 平成10年には7,472人と激増。  
入管法違反事件の特徴として 不法就労期間の長期化並びに不法就労の小口化及び地方拡散化あるいは組織的ブローカーが関与する悪質・巧妙化事案の増加が顕著。  
不法滞在中者が社会に惹起している諸問題として 日本人労働者の雇用機会の侵害、来日外国人犯罪の増加等がある一方 外国人本人の労働搾取 医療問題等 人権上の問題も発生。

## (2) 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

### 国際化と社会のニーズに応える外国人受入れの円滑な実現

国際化の進展と社会のニーズに応じた 外国人の円滑な受入れ  
今後の社会のあるべき姿についての議論を継続し 社会のコンセンサスを形成

#### 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ

国際ビジネスや技術者交流の必要性に応じた 所要経験年数や受入れ職種等就労資格に係る基準の見直し  
新たな形態での就労に關し所要の在留資格の整備を検討  
少子・高齢化に伴う労働力不足が懸念される介護労働の分野等に関しては 専門的 技術的分野と評価し得る人材については積極的に受入れを図ることとし 社会のニーズを見極め その受入れの是非を検討

#### 研修制度及び技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実

両制度を一層適正かつ円滑に運用し 手続等を簡素合理化  
両制度の趣旨の徹底と今後の在り方についての更なる検討  
農業・水産加工業・ホテル業等技能実習の対象職種の更なる拡大の要望に 円滑かつ迅速に対応  
技能実習の法的基盤の整備 不法就労防止のための対応強化(財)国際研修協力機構の体制整備

#### 学術・文化・青少年交流の推進と留学生 就学生の積極的な受入れ

留学生 就学生や研究者の受入れ促進のための諸施策の実施  
スポーツイベント ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援  
2002年のワールドカップサッカー大会等の成功に貢献

#### 長期にわたり我が国社会に在留する外国人の定着の円滑化

在留外国人の地位安定化のための在留資格の運用について検討  
関係行政機関等との協力の下に総合的な外国人行政の構築を検討

### 不法滞在中者への現実的かつ効果的な対応

今後 外国人の一層円滑な受入れを指向するとすればなおのこと 不法入国・不法残留者については厳正に対処し 入管法違反者の減少を図ることが必要

#### 強力が効果的な不法滞在中者対策の実施

不法滞在中の長期化 不法入国者の増加に対応する総合的な不法就労対策の展開  
情報のリアルタイムの把握のための所要の体制整備 鑑識技術レベルの向上  
広域的摘発活動を展開  
円滑な退去強制の遂行 其のための収容施設の確保と迅速な送還  
関係機関との連携の強化と地域ネットワーク等の活用による情報収集、一層の協力体制構築  
国際的な相互協力の枠組みの構築 協力の推進

#### 不法滞在中者と我が国社会のつながりに配慮した取扱い

不法滞在中者を一律に合法化するアムネ스티政策は採らない  
不法滞在中者については 退去強制することが原則。ただし我が国社会とのつながりが強く 退去強制をさせることが非人道的と考えられる不法滞在中者については適切に対応

## その他の主要な課題

### 規制緩和と体制の整備による人的交流の円滑化

手続の簡素合理化の他 制度上の規制緩和措置の可能性について継続的に検討  
審査体制の一層の整備 手続の電算化 積極的な広報活動

### 国際協力の更なる推進

各国との一層の協力関係の構築 国際協力の枠組みの策定  
入管行政の国際ネットワークの構築のために主体的な役割

### 難民認定制度の適切な運用

迅速・適切な難民認定手続の実施  
制度濫用への誘因を排除  
難民認定されなかった外国人の在留に關し 事案に応じた適切な対応